

○蟹江町スポーツ競技全国大会等出場選手奨励金支給要綱

平成18年3月28日要綱第1号

平成30年3月23日要綱第6号

令和3年3月31日要綱第15号

令和7年11月27日教委要綱第5号

(目的)

第1条 この要綱は、アマチュアスポーツ競技の全国大会等に選手として出場する個人及び団体に対し奨励金を支給し、本町のスポーツの振興に寄与することを目的に、蟹江町スポーツ競技全国大会等出場選手奨励金（以下「奨励金」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「全国大会等」とは、次に掲げる大会をいう。

(1) 全国大会

ア 国民スポーツ大会

イ 公益財団法人日本スポーツ協会加盟団体が主催する全国大会及び日本選手権大会

ウ 国、都道府県又は教育関係機関が主催する全国大会

エ その他、教育長が奨励金の支給を適当と認める大会

(2) 国際大会

ア オリンピック競技大会

イ パラリンピック競技大会

ウ アジア競技大会

エ 各種世界選手権大会

オ その他、教育長が奨励金の支給を適当と認める大会

(支給要件)

第3条 教育長は、次に掲げる個人又は団体が全国大会等に出場する場合に奨励金を支給するものとする。

(1) 町内に住所を有する者

(2) 町内に活動の本拠を置く団体

(適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、奨励金を支給しないものとする。

- (1) 都道府県若しくはこれに準ずる区域を越える規模の予選会又は選考会を経ずに、出場する場合
- (2) 交流、交歓、親善等を目的とする大会に出場する場合
- (3) 同一大会において、町が他に派遣費等を支給する場合
- (4) 政治団体、宗教団体、競技流派団体又は、これに準ずる団体が主催する大会で、参加資格が特に限定される場合

(奨励金の額)

第5条 奨励金の額は、別表のとおりとする。

- 2 同一個人又は団体への奨励金の支給は、同一年度につき1回を限度とする。
- 3 個人と団体の構成員とを重複する場合の奨励金の支給は、個人を対象とする。

(申請手続)

第6条 奨励金の支給を受けようとする者は、全国大会等が開催される日の10日前までに、蟹江町スポーツ競技全国大会等出場選手奨励金支給申請書(様式第1号)に次の書類を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、教育長が必要と認めるときは、開催日の属する年度の末日までに提出するものとする。

- (1) 全国大会等の開催要綱等大会の内容が記載された書類
- (2) 予選会又は選考会の経緯を記載した書類
- (3) 全国大会等にエントリーされたことを明らかにする書類

- 2 前項の申請は、全国大会等に出場する者が個人の場合は当該個人が、団体の場合は当該団体の代表者が行うものとする。ただし、出場する者が未成年の場合は、その保護者又は当該団体の責任者が行うものとする。

(支給決定)

第7条 教育長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、支給の可否を決定したときは、蟹江町スポーツ競技全国大会等出場選手奨励金支給決定・却下通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(返還)

第8条 教育長は、奨励金の支給を受けた者が、エントリーを取り消された又は出場する大会が中止となった場合は、既に支給した奨励金の全部又は一部を返還させることができる。

(結果報告)

第9条 奨励金の支給を受けた者は、当該奨励金に係る全国大会等が終了した日から30日以内に蟹江町スポーツ競技全国大会等出場選手奨励金支給結果報告書(様式第3号)を教育長に提出しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要事項は、別に教育長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則 (平成30年要綱第6号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年要綱第15号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年教委要綱第5号)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に改正前の各要綱の規定に基づいて作成されている申請書は、改正後の各要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

別表 (第5条関係)

大会区分	支給対象	支給額
国際大会	個人	10,000円
	団体	10,000円×人数 上限 100,000円
全国大会	個人	5,000円
	団体	5,000円×人数 上限 50,000円